（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［略］	［略］
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	第四条の二第二項、第四項及び第六項、第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項及び第三項（第二十四条の二の二第二項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七条の十三第一項、第二十七条の十五第四項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十九第二項及び第三項、第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第三十七条の二の二第二項及び第三項（第三十八条の四第二項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六（第四十七条の五、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の四（第七十一条の三第十一項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第七項、第七十三条第三項及び第四項、第七十七条、第八十一条の二第二項、第八十八条第一項、第九十二条、第九十二条の三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第百条第四項、第百二条の二第三項、第百二条の三第一項及び第二項（第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第百二条の四第一項並びに第百二条の五第一項及び第三項	［略］

改正前	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［同上］	［同上］
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項及び第三項（第二十四条の二の二第二項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七条の十三第一項、第二十七条の十五第四項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十九第二項及び第三項、第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第三十七条の二の二第二項及び第三項（第三十八条の四第二項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六（第四十七条の五、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の四（第七十一条の三第七項、第七十三条第三項及び第四項、第七十七条、第八十一条の二第二項、第八十八条第一項、第九十二条、第九十二条の三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第百条第四項、第百二条の二第三項、第百二条の三第一項及び第二項（第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第百二条の四第一項並びに第百二条の五第一項及び第三項	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。